

保連発 1207 第 1 号
令和 2 年 12 月 7 日

一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
日本歯科コンピューター協会
日本歯科用品商協同組合連合会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長

医療情報化支援基金における追加補助を契機とした
オンライン資格確認等システムの導入推進について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

厚生労働省では、令和 3 年 3 月のオンライン資格確認等システムのスタート時に一つでも多くの医療機関・薬局に参加いただくべく、令和 2 年 10 月 30 日に「マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた『加速化プラン』について」（以下、加速化プラン）（別紙 1）を公表し、同年 11 月 17 日には「『加速化プラン』を踏まえた追加的な財政補助について」（以下、追加的な財政補助）（別紙 2）を公表しました。この追加的な財政補助は、令和 3 年 3 月末までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局に限定して、オンライン資格確認等システムの構築に要した費用について一定の補助上限まで定額補助を行うものです。

つきましては、この追加的な財政補助の公表を契機に、オンライン資格確認等システムの更なる導入推進を行っていただきたく、以下四点について貴会会員に周知いただき、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 追加的な財政補助を契機とした医療機関・薬局への導入推進の実施

コロナ禍における医療機関・薬局の状況に配慮しつつも、申込期限がある追加的な財政補助の情報を貴会の会員からユーザーにお伝えいただくとともに、医療機関・薬局への能動的なコミュニケーションをとることで、オンライン資格確認等システムの導入推進をはかっていただきたくお願い申し上げます。

また、医療機関・薬局とコミュニケーションをとる際には、厚生労働省 HP に掲載されている「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引」（<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf>）（別紙 3）もご活用ください。

※ 追加補助の詳細を説明する動画を厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html）にて掲載しております。

2 「オンライン資格確認」の導入推進を目的とした説明会の実施

「オンライン資格確認」の導入に向けた周知広報として、医療関係者が集まる場がございましたら、厚生労働省の職員を派遣し「オンライン資格確認」の説明をさせていただきます。（医療関係者がリモートで集まる機会においても説明をさせていただきます。）

また、オンライン資格確認についての説明用資料を会員やユーザーの皆様にご提供いただける機会がありましたら、説明用資料の媒体を提供させていただきます。

多くの医療機関・薬局にできる限り円滑にオンライン資格確認システムを導入していただけるよう、上記のような機会がございましたら、【問い合わせ先】へご連絡いただきたくお願い申し上げます。（各地域の会員の方々から直接ご連絡いただき結構です。）

* 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防ぐため、開催にあたっては、感染の状況等を見ながら判断いただけますと幸いです。まず日程等の調整をした上で、開催日が近づいた時点で開催の可否をご判断いただき結構です。

3 導入に向けた支援体制の整備

令和3年3月のオンライン資格確認等システムの開始に向けて、医療機関・薬局からの導入支援依頼が集中することが見込まれます。貴会会員各位におかれども、各医療機関・薬局における円滑な導入支援に向け、支援を行う人員の確保など、あらかじめ十分な体制をとっていただきたくお願い申し上げます。

4 適正な見積もりの実施

加速化プランにおいては、医療機関等への更なる導入支援として、ベンダへの見積もり適正化を依頼することとしています。オンライン資格確認等システムの導入に向けては、医療機関・薬局から、見積もりの適正化を求めるご意見が多く寄せられており、このたびの追加的な財政補助が医療機関・薬局における導入につながるためには、適切な見積もりの実施が重要であると考えております。

オンライン資格確認等システムは、今後のデジタル社会の構築に向けて、データヘルスの基盤となる重要な仕組みです。今回の追加的な財政補助は、このような重要性を考慮して、コロナ禍により医療機関等の経営状態に影響が及ぼされる中においても、早急にすべての医療機関・薬局に参画していただけるよう、特別に追加的な支援策を取ることとしたものです。

このような趣旨を踏まえ、追加的な支援策が各医療機関・薬局の導入につながるよう、改めて適正な見積もりの実施をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先まで遠慮なくご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」について

令和2年10月30日閣議後記者会見にて
厚生労働大臣発表

- 厚生労働省は、令和3年3月末に医療機関・薬局の**6割程度**で、**オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）**の実施に必要な顔認証付きカードリーダーが導入されることを目指している。
- このような中、足元の顔認証付きカードリーダーの申込率は15.3%にとどまっている（10月18日時点）。
- そのため、厚生労働省は6割普及目標の早期達成を目指して、**新たな「加速化プラン」を実行**する。

1

医療機関等への更なる導入支援

- 多くの患者が来院する**公立・公的医療機関等**における顔認証付きカードリーダーの申込率を毎週公表し、**導入状況を「見える化」**する
- 病院（約0.8万施設）、医科診療所（約8.9万施設）、歯科診療所（約7.1万施設）、薬局（約6.0万施設）への導入を支援するため、ベンダへの見積もり適正化を依頼するとともに、**追加的な財政補助を検討し、早急に結論**を出す

2

マイナンバーカードの保険証利用申込の更なる促進

- 生涯で一回のみ必要となるマイナンバーカードの**健康保険証利用の申込みのアクセスポイントを増やす**
- 多くの方が日常利用する保険薬局について、**説明会や課題ヒアリング等の接点を増やすなど働きかけを強化し、保険薬局がマイナンバーカードで様々な手続き（健康保険証利用申し込みなど）ができる拠点**となるよう進めていく

3

訪問看護等におけるオンライン資格確認のあり方に関する検討

- 令和5年3月末までに、医療機関等におけるオンライン資格確認等システムの普及とマイナンバーカードの健康保険証利用が進むことを見据え、**訪問看護や柔道整復・あんま・はり・灸におけるオンライン資格確認のあり方について検討**する

- マイナンバーカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては、令和3年3月の開始時点で **6割程度の医療機関・薬局において導入**していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、**「令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局」に限定**して、構築に要した費用について **一定の補助上限まで定額補助を行う**こととする。

【見直し前】

	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用への 補助内容 (レセコン改修等)	1台導入する場合 基準とする事業額 210.1万円を上限に、 その1/2を補助	2台導入する場合 基準とする事業額 200.2万円を上限に、 その1/2を補助	3台導入する場合 基準とする事業額 190.3万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その3/4を補助

【追加的な導入支援策】

その他の費用 の補助内容	基準とする事業額210.1 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額200.2 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額190.3 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助
※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局 を対象とする				

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末（パソコン）の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

令和2年11月時点

令和3年3月スタート

オンライン資格確認導入に向けた 準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年11月
厚生労働省保険局

オンライン資格確認の
導入にご協力ください！



シカク君



準備作業のステップ

オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。
顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダー（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者※1）の現地作業までに期間を要するため、お早めにポータルサイトでの顔認証付きカードリーダーのお申し込み/システムベンダーへの発注をお願いいたします。



「運用開始」の4ヶ月前まで
(各製品の生産状況等によるため目安※2)

1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

▶ポータルサイトで申請

医療機関等向けポータルサイトで
簡単お申し込み



「顔認証付きカードリーダー申し込み」後すぐ

1 見積依頼

▶システムベンダーに依頼

見積依頼項目※3

- ①各種機器の導入・設定
- ②システムの改修・動作確認
- ③ネットワークの設定・疎通確認

「運用開始」の1ヶ月前まで (※4)

2 発注

▶システムベンダーに発注

3-1. 導入

1 オンライン資格確認利用申請

▶ポータルサイトで申請

「機器受取/設定」の
5営業日前まで

2 機器受取/設定※5

▶システムベンダーにて設定

3 運用テスト※5

▶システムベンダーにてテスト

3-2. 運用準備

1 受付業務等の変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

2 患者向け掲示の準備 (個人情報保護の利用目的の例示等)

▶各医療機関・薬局で対応

システムベンダーによる
訪問回数目安：
1~4回

導入完了後

1 必要書類の受領/準備 (領収書等)

▶システムベンダーから受領

2 補助金申請

▶ポータルサイトで申請

- ※1：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。
- ※2：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトにて「配送時期」をご確認ください
- ※3：見積依頼項目の内容については次ページをご参照ください。なお、システムベンダーの契約範囲によっては、パソコン等を別途発注する必要もございます。
- ※4：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。
- ※5：立会い有無など必要な対応が異なる場合があるため、システムベンダーにご確認ください。

なお、上記は一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。
大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システムベンダーへご確認ください。



〈参考〉システムベンダーに依頼いただく作業概要

オンライン資格確認の導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。下記①～③を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いいたします。

医療機関・薬局



オンライン資格確認の機器

顔認証付き
カードリーダー



資格確認端末
(パソコン)



① 各種機器の導入・設定

- パソコンの設定（アカウント、ネットワークの接続等）
- 必要なアプリケーション（支払基金配布アプリケーション、顔認証付きカードリーダーアプリケーション）のインストール
- 電子証明書のインストール

▶システムベンダーに依頼

現在ご利用のシステム



レセプト
コンピュータ



電子カルテ
システム/
調剤システム

② システムの改修・動作確認

- パッケージソフトの改修機能のインストール、設定
- 運用テストの実施

▶システムベンダーに依頼

ルーター

オンライン請求
ネットワーク



③ ネットワークの設定・疎通確認

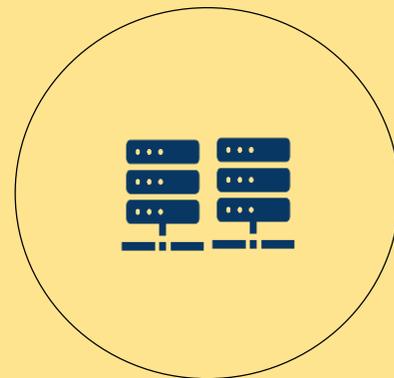
- ルーティングの設定（院内/局内ネットワークと資格確認端末の通信、資格確認端末とオンライン資格確認等システムとの通信）
- ネットワークの疎通確認

▶システムベンダーに依頼

支払基金・国保中央会



オンライン資格確認等システム



【電子カルテシステム等を導入していない医療機関等向け】
薬剤情報・特定健診情報を閲覧したい場合

この場合、システムベンダーにて下記2点の作業も追加で必要となります。

- セキュリティ基準を満たした薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設
- 閲覧用端末を使用する場所（診察室等）へオンライン資格確認等システム接続可能回線の引き込み

本ページの作業概要は各医療機関・薬局で現在ご利用のシステムの状況により異なる可能性がありますので、システムベンダーに必ずご確認ください。

準備作業を始める前に

医療機関等向けポータルサイトアカウント登録



医療機関等向けポータルサイトアカウント登録

- 1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

- 1 見積依頼
- 2 発注

- 導入
- 1 オンライン資格確認利用申請
 - 2 機器受取/設定
 - 3 運用テスト

- 運用準備
- 1 受付業務等の変更点の確認
 - 2 患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）

- 1 必要書類の受領/準備（領収書等）
- 2 補助金申請





準備作業を始める前に

準備作業を始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請



まずは
アカウント登録！

オンライン資格確認に係る各種申請をするには
**医療機関等向けポータルサイトでの
アカウント登録**が必要です。

アカウント登録がお済みでない方は、下記のURLからポータル
サイトへアクセスしてアカウント登録を行ってください。

医療機関等向けポータルサイト



<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/>

アクセスはこちらから可能です ▶



1. 顔認証付きカードリーダー申し込み



医療機関等向けポータルサイトアカウント登録

- 1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

- 1 見積依頼
- 2 発注

導入

- 1 オンライン資格確認利用申請
- 2 機器受取/設定
- 3 運用テスト

運用準備

- 1 受付業務等の変更点の確認
- 2 患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）

- 1 必要書類の受領/準備（領収書等）
- 2 補助金申請





1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

準備作業を始める前に

顔認証付きカードリーダー申し込み

システムベンダーへ発注

導入・運用準備

補助金申請

1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

「運用開始」の4ヶ月前まで
(各製品の生産状況等によるため目安※2)

顔認証付きカードリーダーを3社から選ぶ

顔認証付きカードリーダー申し込み

- 医療機関等向けポータルサイトの「顔認証付きカードリーダーカタログ」にて、製品紹介動画等を閲覧の上、いずれの製品を希望するか、検討してください。

▶ポータルサイトで申請

- 医療機関等向けポータルサイトにて、必要事項（希望する製品等）を入力し、申し込みを行ってください。

▼顔認証付きカードリーダーは下記の3社の製品から選べます。※1

顔認証付きカードリーダーカタログにてサイズや機能をご確認の上、お選びください。製品の選定に迷う場合は、システムベンダーにご相談ください。

申し込みは医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の1. 顔認証付きカードリーダー申し込みから行えます。



富士通Japan株式会社



パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社



株式会社アルメックス



ポータルサイトで申し込み ▶

「顔認証付きカードリーダーカタログ」は下記よりご覧ください。

<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/application/post-6.html>

利用申請・補助申請される方 > 1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portal-site.jp/pc/enquete/face/>

※1：令和2年11月現在。

※2：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトにて「配送時期」をご確認ください

2. システムベンダーへ発注





2. システムベンダーへ発注

準備作業を始める前に

顔認証付きカードリーダー申し込み

システムベンダーへ発注

導入・運用準備

補助金申請

「顔認証付きカードリーダー申し込み」後すぐに依頼

「運用開始」の1ヶ月前まで^(※5)

1

見積依頼

▶システムベンダーに依頼

- システムベンダーにおいてP.2に示すような作業が必要となります。まずはシステムベンダー※1にご連絡し、見積をご依頼ください。その際に以下をお伝えください。

システムベンダーへお伝えいただく内容

- 導入を希望する時期（令和3年3月、できるだけ早く、等）
- 顔認証付きカードリーダーの製品名（申し込み済みの場合）

見積提示にあたってシステムベンダーから各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。代表的なものは下記の通りです。

システムベンダーからの確認事項（例）

- 顔認証付きカードリーダーの希望設置場所
- パソコン（推奨OS搭載）等の別途発注要否 ※2
- オプション機能の要否 ※3
- オンライン請求回線の導入有無・回線種別等 ※4

※1：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。

※2：資格確認端末（パソコン）には推奨OS（Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版）を設けています。

※3：レセプトコンピュータ等のオプション機能や追加パソコン（薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設）がある場合があります。

※4：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。

P18〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、ご自身の現在契約されている種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。

※5：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。

2

発注

▶システムベンダーに発注

- 提示された見積をご確認の上、システムベンダーへの発注をお願いします。

発注タイミングについての留意事項

システムベンダーにおいては、機器準備や導入作業要員の手配が必要なため、発注から運用開始まで少なくとも1ヶ月程度はかかります。実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、システムベンダーとよくご相談ください。

3. 導入・運用準備





3-1. 導入

準備作業を始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

1

オンライン資格確認利用申請

「機器受取/設定」の5営業日前まで

必要情報の確認

- オンライン資格確認の利用申請には以下の情報が必要となりますので事前にご確認ください。

申請時に必要となる情報

- 電気通信回線種別（IP-VPN接続方式・IP-sec+IKE接続方式のいずれか）※1
- お客さまID（IP-VPN接続方式でNTT回線利用の場合※1）
- オンライン資格確認の利用開始予定年月
- 運用テスト開始予定年月（決定している場合）

ポータルサイトで申し込み

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認利用申請を行ってください。

医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の**2. オンライン資格確認利用申請**から申請可能です。

続けて
申請

- 電子証明書発行申請
 - 「オンライン資格確認利用申請」完了後に電子証明書の発行画面へ進みます。
 - オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために接続するパソコンごとに電子証明書が必要です。

ポータルサイトで
申し込み

<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/application/post-4.html>

対象者
のみ

- レセプトのオンライン請求申請（導入していない方のみ）
 - オンライン資格確認とあわせてレセプトのオンライン請求の開始を希望する場合は、上記申請の中でまとめて申請が可能です。

※1：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。
P18〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、ご自身の現在契約されている種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。



2

機器受取/設定

事前準備

- システムベンダーによる機器設定作業の前に、**下記の準備事項**をご確認ください。

機器設定前の準備事項

- **顔認証付きカードリーダーの受け取り**
(支払基金より配送月の前月上旬に配送通知を行います。)
- **電子証明書 通知書 (簡易書留) の受け取り**
(機器設定作業の5営業日前までに電子証明書発行申請を完了してください。電子証明書通知書は右記の機器設定作業の前までに必ずお受け取りください。)



※イラストはイメージです

システムベンダーによる 機器設定作業の受入れ

▶システムベンダーにて設定

- 機器設定作業にあたり、システムベンダーの現地作業が発生し、立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。

システムベンダーによる作業内容 (例)

- パソコン等の設定作業
- ルーター等のネットワーク設定作業 (配線工事含む)
- ネットワークの疎通確認
- レセプトコンピュータ等の機能追加



3

運用テスト

システムベンダーによる運用テストの受入れ

▶システムベンダーにてテスト

- 全ての導入作業完了後、**正常にシステムが動作するかを確認する「運用テスト」**をシステムベンダーが行います。立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。



3-2. 運用準備

準備作業を始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

1

受付業務等の変更点の確認

導入後の業務の理解

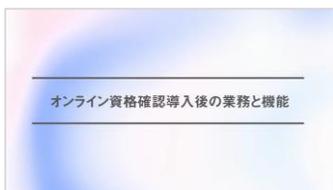
自施設における変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

- 医療機関等向けポータルサイトに掲載の動画【導入後の業務と機能編】、運用マニュアル等で導入後の受付業務等の流れをご確認ください。

システムベンダーより操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

動画



運用マニュアル



β版（暫定版）
公開中

- オンライン資格確認の導入を踏まえた受付業務等の変更点の確認を行ってください。

具体的な作業内容例

- 自施設における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定」の準備※1

トップページ > オンライン資格ってなに？

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/>

トップページ > 各種資料ダウンロード > オンライン資格確認 利用規約・マニュアル等

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/53df93ec6fb30f2fd8a16c028458b627_3.pdf

※初版は令和2年11月末に医療機関等向けポータルサイトで公開予定です。

※1：厚生労働省HPに掲載の「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例」をご確認いただき、自施設に合わせて内容をご検討ください。作成にあたり技術的に不明な点がある場合は、システムベンダーへご相談ください。

「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000679713.pdf>



2

患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）

「個人情報保護の利用目的」の更新

▶各医療機関・薬局で対応

- 「個人情報保護の利用目的」の更新を行ってください。

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、オンライン資格確認の利用開始に伴い一部更新が必要となります。

オンライン資格確認利用開始後の「個人情報保護の利用目的」の更新内容については、令和3年2月頃厚生労働省ホームページにて公開予定です。

ポスター・ステッカーの掲示

▶各医療機関・薬局で対応

- オンライン資格確認に対応していることを示すポスター・ステッカーの掲示を行ってください。

ポスター・ステッカーは顔認証付きカードリーダーを申込済の医療機関・薬局に送付予定です。

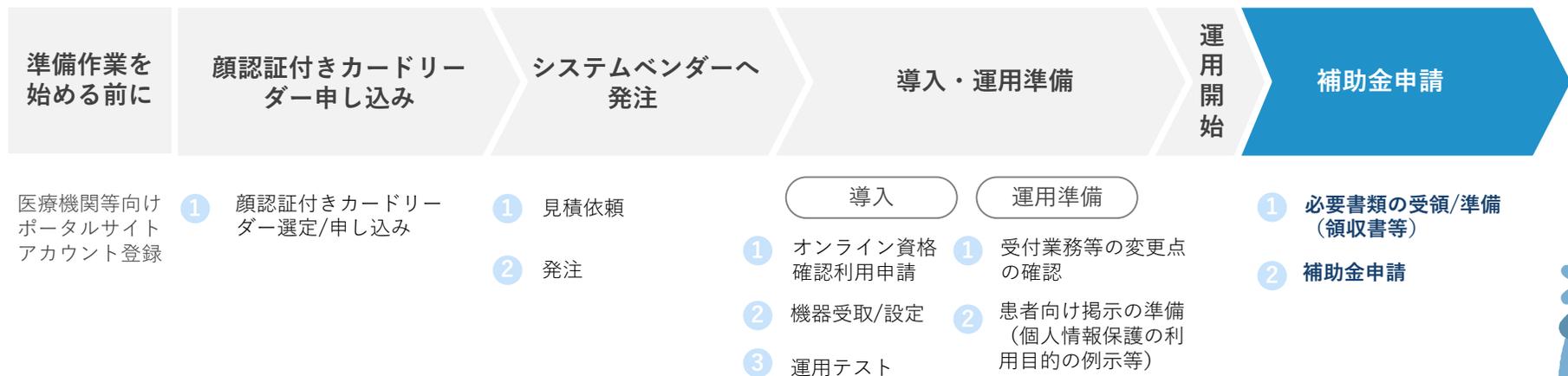
ポスター



ステッカー



4. 補助金申請





4. 補助金申請

準備作業を始める前に

顔認証付きカードリーダー申し込み

システムベンダーへ発注

導入・運用準備

補助金申請

1 必要書類の受領/準備（領収書等）

▶システムベンダーから受領

- システムベンダーより補助金申請に必要な書類を受領してください。

申請時に必要となる添付書類※1

- 領収書（写）
- 領収書内訳書（写）
- オンライン資格確認等事業完了報告書

補助金について詳しく知りたい方は下記をご参照ください。

- 「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の制定について
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/post-5.html>
- オンライン資格確認関係補助金申請について
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/faq/post-9.html>

※1：申請時に必要となる添付書類の様式の記載方法に関しては、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認関係補助金申請関係様式」をご確認ください。

「オンライン資格確認関係補助金申請関係様式」 <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/post-4.html>

2 補助金申請

導入完了後

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認関係補助金申請を行ってください。

補助金申請は、医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の **4.オンライン資格確認関係補助金申請** から申請可能となる予定です。



補助金申請サイト
今後公開予定



お問い合わせ

オンライン資格確認に係る不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法（FAQ・チャットボット・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

FAQページ



24時間
対応

- **概要**
FAQは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧に関するよくある質問とその対応方法を記載しています。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトからFAQのページへアクセスして下さい。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。



アクセスは[こちら](#)

チャットボット



24時間
対応

- **概要**
チャットボットは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧について24時間365日相談できる問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトからチャットボットのページにアクセスして下さい。チャットに表示される案内に従って情報を入力・選択することで、知りたい情報が表示されます。



アクセスは[こちら](#)

問い合わせフォーム



- **概要**
問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトから問い合わせフォームのページにアクセスして下さい。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。



アクセスは[こちら](#)

電話



- **概要**
コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はチャットボットや問い合わせフォームをご活用下さい。
- **営業時間:** 平日9:00~17:00
- **電話番号:** 0800-8007121（通話無料）



〈参考〉電気通信回線種別（IP-VPN接続方式/IP-sec+IKE接続方式）

オンライン資格確認は、オンライン請求の回線環境を活用します。ご利用できるネットワークの回線種類は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。まずは、下記の対応表より、ご自身の現在契約されている種別・サービス名をご確認ください。

■ IP-VPN接続方式（光回線に限る）

事業者名	種別
NTT東日本・西日本※1	フレッツ 光ネクスト
	フレッツ 光クロス ※2
	Bフレッツ ※3
	フレッツ 光ライト
	フレッツ 光ライトプラス
中部テレコミュニケーション株式会社（CTC）	ビジネスコミュファ光
株式会社QTnet	BBIQ

■ IP-sec+IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）

事業者名	サービス名
株式会社NTTPC コミュニケーションズ	IP-Members
株式会社NTTデータ	レセプトオンライン接続サービス (参考：オンライン資格確認向け) オンライン資格確認接続サービス
富士通株式会社	FENICSメディカルグループネットサービス (参考：オンライン資格確認向け) FENICS IIユニバーサルコネクアドバンス メディカルVPN接続サービス（仮称）
三菱電機 インフォメーション ネットワーク 株式会社	セキュアネットワークサービス<レセプト> (参考：オンライン資格確認向け) セキュアネットワークサービス <オンライン資格確認>（仮称）

上記の表は「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」より抜粋しております。詳細は下記のURLよりご確認ください。
「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

※1：NTT東日本・西日本のサービスのうち、ISDN接続方式及びADSLサービスはオンライン資格確認に対応していません。ご利用の場合、ご契約されている（回線）業者へお早めにご相談ください。

※2：フレッツ 光クロスについて令和2年9月1日現在では提供エリアが限られます。

※3：NTT東日本・西日本 Bフレッツは令和3年1月31日サービス終了予定です。ご利用の場合は、ご契約されている（回線）業者へお早めにご相談ください。